

令和2年10月1日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市指定特定非営利活動法人審査会  
会長 前田 成東



指定特定非営利活動法人に係る審査について（答申）

令和2年9月15日付け2川市市第263号で諮問のありました指定特定非営利活動法人に係る審査については、別紙のとおり答申します。



【別紙】

次の法人については、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）第4条第1項に規定する基準に適合すると認めるのが相当である。

申出のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年 7月28日	NPO法人 くるみー来未	太田 修嗣	川崎市中原区上 平間1264番 地3	<p>この法人は、自閉症スペクトラムに代表される多様な特性のある本人及び親をはじめとする家族に対して、本人のライフスキル・就労・成年後見等の情報提供に関する事業、本人のライフスキル向上に寄与するための活動支援事業、インクルーシブな地域社会づくりに寄与するための事業等を行い、本人及びその家族の QOL（生活の質）を向上し、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>また、(本人を取り巻く関係者をはじめとした)広く市民に対して、自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害についての啓発活動を行うことにより、発達障害に対する正しい理解の促進に寄与することを目的とする。</p>